

バーゼルⅡ第3の柱、単体における事業年度の定性的な開示事項(標準的手法)

項目及び開示内容

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本の調達は、地域のお客様からお預かりしている出資金によっております。また、自己資本は、この出資金と、過去の利益から積み立てた内部留保等で構成されています。

2. 信用金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

毎月、信金中ALMシステムによってリスク量が自己資本に与える影響度を調査し、自己資本の充実度に関する評価を行います。

3. 信用リスクに関する事項

1) ① 信用リスクの管理は、貸付の審査、貸付後のモニタリング、回収の徹底などを通じて行っており、貸付の審査においては、借手の信用情報、返済能力、事業内容などを総合的に評価し、貸付後のモニタリングにおいては、借手の経営状況、返済状況などを定期的に確認し、回収の徹底においては、借手の返済状況を定期的に確認し、回収の徹底を行います。

② 貸付の審査においては、借手の信用情報、返済能力、事業内容などを総合的に評価し、貸付後のモニタリングにおいては、借手の経営状況、返済状況などを定期的に確認し、回収の徹底においては、借手の返済状況を定期的に確認し、回収の徹底を行います。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

1) 貸付の審査においては、借手の信用情報、返済能力、事業内容などを総合的に評価し、貸付後のモニタリングにおいては、借手の経営状況、返済状況などを定期的に確認し、回収の徹底においては、借手の返済状況を定期的に確認し、回収の徹底を行います。

① 貸付の審査においては、借手の信用情報、返済能力、事業内容などを総合的に評価し、貸付後のモニタリングにおいては、借手の経営状況、返済状況などを定期的に確認し、回収の徹底においては、借手の返済状況を定期的に確認し、回収の徹底を行います。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 1) リスク資本及び信用限度額の割当方法に関する方針
- 2) 担保による保全及び引当金の算定に関する方針
- 3) 自庫の信用力の悪化による追加的に提供することが必要となる場合の影響度に関する説明

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

- 1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ① リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
 - ② 信用金庫の証券化取引に関する方針（証券化によるリスク移転の程度を含む）
 - ③ 信用金庫の証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービサー、信用補充の提供者、ABCPのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合
当金庫は「原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャー」を「証券化エクスポージャー」として認識しており、投資家として証券化エクスポージャーである有価証券を保有する場合は、下記の通り評価・計測し、報告等を行うことと致しております。
証券化エクスポージャーの有価証券については、年1回実施する自己査定結果に基づき、債務者区分により信用リスクの存在を認識し、その分類結果等に基づいて信用リスクを適正に把握のうえ、適切なポートフォリオ管理等に反映させると致します。また、他の有価証券と同様に適格格付機関等が付与する格付の変化や、時価の変化等を継続して観測し、格付や時価が内部基準以下となる等、信用リスクが顕在化する懸念があるものについて、経営陣に報告する体制を構築しております。
しかしながら、現時点においては取組みはありません。以下2)・3)・4)につきましても同様であります。
- 2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式は、「標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット（告示249条）」を採用することと致します。
- 3) 証券化取引に関する会計方針
 - ① 証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上認識しているか
 - ② 資産売却をどの時点で認識しているか
 - ③ 証券化エクスポージャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合の概要と影響
 - ④ デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる場合の説明
当金庫が投資家として保有する証券化エクスポージャーである有価証券の会計については、日本公認会計士協会から公表されている「金融商品会計に関する実務指針」及び「企業会計基準適用指針」に基づき会計処理を致します。また、資産としての認識基準は継続的に「修正受渡基準」を採用致します。
- 4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合、その理由を含む。）
リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関は①日本格付研究所（JCR）、②日本格付投資情報センター（R&I）、③ムーディーズ・インベスターズ、④スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）です。適格格付は債券関連エクスポージャーに対し、使用基準は上記の順番で使用致します。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

- 1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ① リスク管理規定に定める方針及び手続きによることと致しております。
オペレーショナル・リスクの内容に従って、当金庫の本部各部室が各々リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告する態勢を整えております。
- 2) 基本的な手法を採り、過去の業務粗利益の平均値をベースとしてリスク量を計算しております。

8. 銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- ① リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
銀行勘定における信用金庫法施行令第11条第5項第3号に規定する出資、その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、年1回実施する自己査定の結果に基づいて信用リスクを適正に把握し、適切な時価把握できる株式については時価変化等を継続して観測し、時価が内部基準以下となる等、信用リスクが顕在化する懸念がある場合は経営陣に報告する体制を構築しております。
- ② 銀行勘定における有価証券、株式及び関係会社株式保有の有無を把握し、信用リスク管理の方針
銀行勘定における有価証券、株式及び関係会社株式保有の有無を把握し、信用リスク管理の方針を構築しております。
- ③ 銀行勘定における有価証券、株式及び関係会社株式保有の有無を把握し、信用リスク管理の方針
銀行勘定における有価証券、株式及び関係会社株式保有の有無を把握し、信用リスク管理の方針を構築しております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

- 1) リスク管理の方針及び手続きの概要
 - ① リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢
銀行勘定における金利リスクは金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響をうけるもの（例えば、銀行貸出金、有価証券（預け金等）が一定の金利ショックにより発生するリスク量を算出するものです。金利リスク量は毎月継続して計測し、金利リスクが顕在化した場合に当金庫のリスク管理方針に基づいて策定される戦略的信用リスクは自己資本比率に影響を及ぼすことを踏まえ、経営陣に報告する体制を構築しております。
- 2) 信用リスク管理の主な前提（期限前弁済及びコア預金の取扱いに関する仮定を含む）、リスク計測の頻度等
銀行勘定の金利リスクについては金利ショックを99%タイル値（保有期間1年、5年の観測期間で計測される金利変動の99%タイル値）として、リスク量を算出しております。
リスク計測は、毎月月末時点における当金庫の金利感応資産・負債を対象として算出しております。
なお、当金庫は「コア預金」として、「コア預金」を認識しております。
※1、「コア預金」とは「明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期金融機関に滞留する預金」を指します。